

平成28年6月17日
石川県選挙管理委員会
(外線 076-225-1282)
(内線 3547 ~ 3549)

石川海区漁業調整委員会委員選挙について

石川県選挙管理委員会（委員長 今井欽次）は、6月17日に委員会を開催し、本年8月7日に任期満了となる石川海区漁業調整委員会委員選挙の期日を下記のとおり決定した。

記

- 1 選挙期日
平成28年8月3日（水）
- 2 告示日
平成28年7月25日（月）（選挙運動期間9日間）
- 3 選挙すべき委員数
9人　ほかに知事が選任する委員　6人（漁業法第85条）
（学識経験者4人、公益代表者2人）
- 4 選挙を行う区域
石川海区に沿う市町（金沢市以下15市町）
- 5 選挙権、被選挙権
石川海区に沿う市町に住所又は事業場を有する者で、1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（漁業法第86条）
- 6 選挙人名簿登録者数（平成27年12月5日現在）
男　3,785人　女　2,047人　法人　31　計　5,863人
なお、平成27年12月5日現在であるため、年齢要件は満20歳以上となる。
- 7 海区漁業調整委員会の主な権限
 - ① 漁場計画の策定、漁業権の免許について知事に意見を述べること。
 - ② 県漁業調整規則の制定、変更について知事に意見を述べること。
 - ③ 漁業調整のために必要な関係者への制限、禁止の指示（委員会指示）を行うこと。
- 8 投票区数等（直近（平成24年8月2日執行）選挙時の状況）
投票区数　49　開票区数　15
- 9 選挙の管理
当該選挙に関する事務は、県選挙管理委員会が管理する。（漁業法第88条）